

令和元年度荒川地域区長会からの 陳情に対する回答

【陳情事項】

1 一級河川烏川の県道坂町停車場線大橋より上流の拡幅について

烏川は、坂町地内の県道大橋から上流については一部護岸改修が行われていますが、未改修区間も残っており、近年の豪雨による河川増水の度に、沿川の住民が不安を抱えているところです。現在進められている南中央線及び東大通り線の工事と合わせて、河川の拡幅改修をお願い申し上げます。

また、烏川の県道大橋からJR羽越線までの区間や乙大日川との合流部から下流では、堆積した土砂が流れを阻害しているため、河床掘削を行っていただきたく要望いたします。

さらに、烏川に合流する大沢川についても、土砂の堆積や雑草の繁茂等により氾濫の危険性が高まっていることから、計画的な河川整備と、河床掘削や雑草の刈り取り等の対策を講じていただきたくお願い申し上げます。

【回答】（建設課）

一級河川荒川水系烏川につきましては、平成19年6月に策定された荒川水系荒川圏河川整備計画に基づき、平成23年7月に発生した集中豪雨で被災を受けた整備計画区間の改修は進められましたが、春木山大沢川や梨の木川が合流する上流箇所については、未だに河川計画がない状況となっております。

しかし、河川災害に対する不安を解消するため、本河川における整備計画の見直しおよび改修について、国、県に対して要望活動を引き続き行ってまいります。

また、河床掘削につきましては平成27年に梨の木川の一部、平成28年・29年には烏川の一部の掘削を県が実施しておりますが、大沢川につきましても掘削及び除草を合わせて引き続き要望を行ってまいります。



土砂が堆積し川幅を狭めている鳥川の状況（国道7号下流）



鳥川と乙大日川の合流部の状況（河川中央部に土砂の堆積によって出来た浅瀬）



土砂が堆積し川幅を狭めている大沢川の状況（下鍛冶屋地内）

【陳情事項】

2 道路側溝蓋の改修に伴う軽量化について

近年の少子高齢化の急速な進展に伴い、各集落の自治活動にも支障が出ている中、特に道路側溝の清掃作業では側溝蓋の開閉に困難を来しており、土砂上げなどの清掃がままならない状況であります。

側溝蓋の老朽化による振動や騒音の軽減と合わせて、軽量側溝蓋に交換可能なECONOMI工法等の採用など、側溝蓋の軽量化を考慮した計画的な取り替えによる改善を引き続きお願い申し上げます。

【回答】（建設課）

道路側溝清掃につきましては、毎年自治会等で実施していただきまして、厚くお礼申し上げます。

町内活動の担い手も高齢化により、側溝蓋の開閉に困難を来していることは承知しております。

ご要望の側溝蓋の軽量化につきましては、高齢化が進む中で維持管理の負担軽減には繋がるものと考えております。

しかしながら、現状では側溝本体の老朽化も進んでいることから、全体の状況を勘案し、蓋の軽量化についても検討を図りながら、改修を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。



ECONBI工法により改修された側溝（坂町住宅地区）

【陳情事項】

3 プラスチックごみの収集に関する改善もしくは収集の廃止について

プラスチックごみの出し方については、行政のほか、各集落においても回覧文書を作成するなど、日ごろから時間をかけて周知を図っているところです。

しかしながら、業者が収集する際に、汚れやプラスチック以外のごみ等の混入が少しでもあると集積場所に残されてしまうため、後で集落の役員が処理することになり、その労力はもちろん、処分に大変苦慮しております。

つきましては、市において最善の対応策を講じていただくか、もしくはプラスチックごみとしての収集を廃止していただくことを要望いたします。

【回答】（環境課）

荒川地域のプラスチック製容器包装に関しましては、今年度より収集方法が変更となり、大変お手数をおかけしております。収集業者からも混入の点ではご指摘を受けており、依然違反ごみとしてやむを得ず、ステーションへ残してくるものがあると伺っております。

プラスチック製容器包装の収集に関しましては、家庭から出されるごみのうち比較的割合が多いことから、分別収集し、リサイクルすることによって、ごみの減量化及び資源の有効利用が図られ、ひいては「地球環境の保全」に貢献することにもつながります。ごみの分け方、出し方に関しましては、今後とも市報や出前講座などを通して、さらなる周知に努めてまいりますので、荒川地域の皆様におかれましても何卒ご理解のうえご協力をお願いいたします。



ルールが守られず収集されなかったプラスチックごみ

【陳情事項】

4 胎内市乙の畜産団地の悪臭防止対策に関する胎内市との行政間の連携について

胎内市乙地内の畜産団地からの悪臭が、隣接する両新、荒屋及び海老江集落など広範囲にわたって大きな問題となっています。

市からも胎内市に働きかけ、行政間の連携を密にして、対策が講じられるよう要望いたします。

【回答】（環境課）

胎内市乙の畜産団地の悪臭防止対策に関しましては、胎内市では協議会を設置し、対策を行っているところです。現在悪臭が広範囲となっているため隣接する本市の区域にも影響があることから、胎内市への悪臭防止対策への要望が必要であると考えております。

また、悪臭対策は市での取り組みとはなりますが、村上市、胎内市が管轄地域であり協議会の構成員でもある新発田環境センターにも、本市の現状について情報提供し、助言等をいただきながら、関係機関が連携した取り組みについても検討してまいります。



胎内市乙地内の畜産団地（航空写真）

【陳情事項】

5 国道7号と市道坂町切田3号線との交差点の交通安全対策について

当該交差点の市道側に住む小学生は、国道7号の横断歩道を渡り、反対側にある集合場所から集団で徒歩通学しています。

しかし、国道7号は特に朝の通勤時間帯は交通量が多く、当該交差点に信号機が設置されていないこともあって、国道を横断する子どもたちは危険にさらされています。

また、当該交差点は市道が国道に対し鋭角に接道しているため、制限速度超過や安全不確認などを原因として、国道から市道に進入してくる車両や市道から国道に出ようとする車両が関係する交通事故が多発しており、昨年から今年にかけて既に追突事故など3件発生しています。

交通安全対策として、市道が国道に直角に接道するよう交差点の改良と、信号機の設置を要望いたします。

【回答】（建設課・市民課）

市道坂町切田3号線につきましては、国道113号（荒川道路）の完成した平成21年に新潟県から引渡しを受けた道路であります。

（平成19年11月9日 市道認定、平成21年3月21日 供用開始）

ご要望の交差点改良につきましては、今後交通状況等を精査し国道7号を管理する新潟国道事務所並びに村上警察署と協議をしながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、朝の通勤ラッシュ時の国道7号の横断については、大変危険と思われるので、歩行者用信号機を設置していただけるよう、村上警察署を通じて新潟県公安委員会へ要望させていただきます。



通学時に当該交差点の国道7号側を横断する小学生の様子（切田地内）



市道坂町切田3号線の国道7号との接道部